用 語解 説

【ア行】

ISO26000(p9)

企業をはじめとする自治体、学校、病院、NPOなど、組織が社会の一員として社会に 果たすべき役割と責任に関する国際規格のことをいいます。

ISO(国際標準化機構)が2010年(平成22年)11月に発行しました。

第三者認証を目的としておらず、望ましい姿を示し、実行の参考にしてもらう手法をとっている点が特徴です。

社会的責任を果たすための指針として「説明責任、透明性、倫理的行動、利害関係者(消費者、従業員、株主・投資家、取引先、政府、NGO・NPO、地域社会など)の利害の尊重、法令遵守、国際規範の尊重、人権の尊重」の7つの原則などが掲げられています。

人権に関しては、各組織が、その影響がおよぶ範囲を含めて、直接的・間接的に人権を 侵害することがないよう、組織全体として責任を負うことが重要です。

違法・有害情報相談センター(p39)

インターネット上の違法・有害情報に関するトラブルの解決に向けた適切な対応を行うために、2009年(平成21年)8月に総務省が設置した相談窓口です。

電気通信事業者、サイト管理者、学校関係者、監視事業者、各消費者相談窓口の相談員等からの相談を受け付け、対応に関するアドバイスや関連の情報提供等を行なっています。

相談内容は、インターネット環境における違法・有害情報および安心・安全に関わる相談や疑問などで、具体的には、著作権侵害、誹謗中傷、名誉毀損、人権問題、自殺などに関する書き込みへの対応や削除方法、その他トラブルに関する対応方法などが挙げられます。

インクルーシブ教育システム(p32)

学校教育の現場、特に初等教育や中等教育段階において、障がいのある子どもが大半の時間を障がいのない子どもと共に通常の学級で包括的な教育を受けることをいいます。

インターンシップ(p19)

学生が企業等において実習・研修的な就業体験をする制度のことをいいます。

エイズ (A I D S) (p42)

ヒト免疫不全ウィルス(HIV)(Human Immunodeficiency Virus:ヒト免疫不全ウイルス)の感染により、生きていくために必要な身体の抵抗力(免疫)が壊されて免疫機能が働かなくなる病気です。正確には「後天性免疫不全症候群」(Acquired immune deficiency syndrome)といいます。

H I V感染者(p42)

エイズ(後天性免疫不全症候群)の原因となるHIVに感染したが、エイズ特有の症状が出ていない人のことを言います。HIVに感染しても、すぐにエイズを発症するわけではありません。感染から発症まで6か月から10年以上の潜伏期間があるといわれていま

す。

また、HIVは感染力の弱いウイルスで、日常生活では感染しないこと、感染経路も特定されており、どのように感染するかなどを知っていれば、過度に恐れる必要はありません。

えせ同和行為(p34)

同和問題は怖い問題であり避けた方がよいとの誤った意識に乗じて、あたかも同和問題の解決に努力しているかのように装い、同和の名の下に様々な不当な利益や義務なきことを要求する行為をいいます。えせ同和行為は、これまで培われてきた教育や啓発の効果を覆し、同和問題に対する誤った意識を植え付けるという悪影響を生じさせるなど、問題解決の大きな阻害要因となっており、毅然とした態度で対処することが望まれます。

LGBT(エル・ジー・ビー・ティ)

次の言葉の頭文字をとった言葉で性的少数者の総称の一つ。

- L (Lesbian、女性の同性愛者)、
- G(Gay、男性の同性愛者)、
- B (Bisexual、両性愛者)、
- T (Transgender、体の性と心の性に違和感がある人)

この他にも Asexual (無性愛)、Pansexual (全性愛)、Intersex (身体的に男女の区別がつきにくい人)、Questioning (確信が持てない人)など様々な人がいることから「LGBTs」、「LGBTQ」等と呼ばれることもあります。

また、性的指向と性自認の英語訳「Sexual Orientation and Gender Identity」の頭文字をとって、「SOGI」と表されることもあります。→「性自認」、「性的指向」参照

【カ行】

ぎふ性暴力被害者支援センター (Tel 058-215-8349) (p18,48)

性暴力被害者に対し、被害直後からの総合的な支援を可能な限りワンストップで提供することにより、被害者の心身の負担を軽減するとともに、被害の潜在化を防止することを 目的とした機関です。

ぎふ犯罪被害者支援センター (Tel 0120-968-783) (p48)

犯罪や交通事故などの被害に悩む方々を支援する民間団体として、精神科医、弁護士、 臨床心理士等が中心となり設立した団体です。

主な支援活動として、電話や面接相談、事件事故直後の生活支援、病院や裁判所への付き添いや法律相談などを行っています。

岐阜県障害者権利擁護センター(Tel 058-215-0618) (p29)

障がい者に対する虐待の通報などを義務付け、虐待の予防・早期発見、案件発生後の速 やかな当事者の権利の擁護を目指す「障害者虐待防止法」により規定されている、使用者 (雇用主など)による虐待に関する通報又は届出や、相談等の対応窓口となります。

岐阜県障がい者雇用企業支援センター(p31)

企業が積極的に障がい者を雇用できる職場環境を作るために雇用に向けた受入体制整備 のアドバイスから、障がい者の力を引き出す仕事づくり、定着を担う支援機関とのネット ワーク構築などの支援を行っています。

岐阜県障がい者差別解消支援センター(p30)

「障害者差別解消法」に基づき、福祉分野における専門的知識と経験を有し、相談支援 を専門とする社会福祉士(国家資格)が広域専門相談員として障がい者差別に関する高度 ・専門的な相談に対応します。

岐阜県人権啓発活動ネットワーク協議会(p4, 8, 15)

岐阜地方法務局、岐阜県人権擁護委員連合会、岐阜市、岐阜県で構成された、人権啓発活動を行う組織をいいます。また、岐阜地方法務局および各支局とその管轄の市町村で構成された「人権啓発活動地域ネットワーク協議会」も設置されています。

岐阜県人権啓発センター (Tel 058-272-8252)(p3, 9, 13)

2000年(平成12年)4月に人権尊重の思想を広く県民に普及し、女性、子ども、高齢者、障がい者などの人権に関する問題への取り組みを推進して差別のない、人権が尊重される明るく住みよい社会の実現をめざして設置された機関です。

人権啓発出前講座、人権相談、人権啓発DVD等の貸出し、人権関係の情報収集など総合的かつ効果的に県民の人権意識の高揚を推進するための各種啓発活動を行っています。

岐阜県人権懇話会(p3, 5, 70)

2005年(平成17年)5月に、「県民一人ひとりの人権が最大限尊重された日常生活を送ることができる社会」を目指すために、人権に関係する有識者から様々な角度から、県が取り組むべき人権施策の推進方策について、意見をいただくために設置した機関です。

岐阜県地域生活定着支援センター (Tel 058-293-5102) (p45)

高齢又は障がいを有するために福祉の支援を必要とするについて、保護観察所と協働して、安定した日常生活が送れるよう生活の環境を整えるとともに、こうした人々を受け入れる地域社会づくりに取り組む施設です。

県女性相談センター(Tel 058-274-7377)(p17)

女性が安心して暮らせる環境の整備を図るために女性が抱えているさまざまな悩みや問題について相談を受け付けている機関です。

また、配偶者暴力相談支援センターとして、配偶者からの暴力等に悩んでいる方の相談等を行っています。

岐阜県では、岐阜県女性相談センターを設置して相談、カウンセリング、情報提供を行っております。

国際人権規約(p69)

①「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約又はA規約)」、②「市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約又はB規約)」、③自由権規約の議定書から成り立つものです。我が国は、①及び②の2つの規約について、1979年(昭和54年)6月に批准しています。

子ども相談センター(p21)

子ども相談センターは、児童福祉法に基づいて設置されている児童相談所です。悩みを

持っているお子さん自身、ご両親や家族、保育園や学校、地域の方から 18 歳未満のお子さんについてのあらゆる相談に応じ、共に考え、援助しています。

岐阜県では、圏域別に5か所の子ども相談センターを設けています。

【サ行】

CSR (Corporate Social Responsibility) (p9)

企業が社会の一員として社会に果たすべき役割と責任のことです。

J Kビジネス(p18)

繁華街を中心に女子高校生等(JK)によるマッサージ、会話やゲームを楽しませるなどの接客サービスを売り物とする営業が見られ、JKビジネスと呼ばれています。

一見すると問題のないアルバイト先に見える場合でも、女子高校生等が客から児童買春等 の被害に遭うなどのケースが目立っており、安易に働くことはとても危険です。

児童の権利に関する条約(p22)

子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目指して 1989 年(平成元年) 11 月に国連総会で採択された条約で、わが国も、1994 年(平成 6 年) 4 月に批准しています。

この条約は、子どもの生存、発達、保護、参加の権利を実現するための具体的事項を規定しています。

社会を明るくする運動 (p45)

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において、力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

障害者権利条約(障害者の権利に関する条約)(p29,69)

障がい者の人権及び基本的自由の共有を確保し、障がい者固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、2006年(平成18年)12月国連総会において採択されました。わが国も2014年(平成26年)に批准しました。

この条約には、障がいに基づくあらゆる差別の禁止や、障がいのある人の社会への参加・包容の促進、条約実施の監視枠組みの設置等について規定されています。

女子差別撤廃条約(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)(p17.69)

あらゆる領域における女性の差別撤廃を目的として、1979年(昭和54年)の国連総会で採択された条約で、わが国も1985年(昭和60年)に批准しています。

この条約では、国が正しい形で発展するために、また、世界の福祉・平和を築き上げるために、女性が男性と平等の条件であらゆる分野に最大限参加することが必要であるとし、そのために必要な措置が示されています。特に、社会及び家庭における男性の伝統的役割及び女性の役割を変更することが、男女の平等の達成のために必要であると強調されています。

人権関係諸条約(p69)

人権擁護のための世界の取り組みは盛んになっており、我が国も、国際的に重要な役割

を果たすことが期待されています。我が国が締結している主な条約は次のとおりです。

• 国際人権規約

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約) 市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約)

- あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)
- 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)
- ・拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約
- ・児童の権利に関する条約児童権利条約
- ・強制失踪からすべての者の保護に関する国際規約(強制失踪条約)
- ・障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)
- 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約 (ハーグ条約)

人権擁護委員(p6, 13)

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、市町村長の推薦により法務大臣が委嘱しています。

国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることを使命としています。

人種差別撤廃条約 (あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約) (p69)

締約国が人権及び基本的自由の十分かつ平等な享有(生まれながらにして持っていること)を確保することを目的に 1965 年(昭和 40 年) 12 月に国連の総会において採択されました。 我が国は、1995 年(平成 7 年) 12 月に、この条約に加入しました。

この条約は、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なくとること等を内容としています。

スクールカウンセラー(p24)

いじめや不登校など、さまざまな悩みを持つ児童生徒の心の問題に対応するために、学校に配置される臨床心理上の資格を有する専門家のことをいいます。

青少年SOSセンター(Tel 0120-247-505)(p23)

岐阜県では、いじめ、不登校、友人・親子関係等の様々な悩みを持つ青少年の相談を受け付ける相談機関(通称:青少年SOSセンター)を運営しています。

青少年の悩みに 365 日、24 時間フリーダイヤルで対応する相談機関です。電話のほか、メールやファックス、面談でも対応します。また、匿名の相談も受けます。

性自認 (Gender Identity) (p1,49)

自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ(性同一性) として持っているかということです。「心の性」といわれることもあります。

多くの人は、「心の性」と「身体の性」が一致していますが、この両者が一致せず、自身の身体への違和感を持つ人たちもいます。

性的指向も含めた性的少数者の総称として「LGBT」や「SOGI」やと表現されることもあります。→「LGBT」参照

性的指向 (Sexual Orientation) (p1.49)

人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものです。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛(ヘテロセクシャル)、同性に向かう同性愛(ホモセクシャル)、 異性・両性両方に向かう両性愛(バイセクシャル)などを指します。

性自認も含めた性的少数者の総称として「LGBT」や「SOGI」やと表現されることもあります。→「LGBT」参照

性同一性障がい (p51)

医療機関を受診し、「身体の性」と「心の性」が一致しないと診断された人たちに対する 医学的な疾患・診断名です。

医学的には、「身体の性」と「心の性」とが一致しないために、自らの「身体の性」に持続的な違和感を持ち、「心の性」に一致する身体の性を求める状態、ホルモン療法や手術療法を望むこともあります。

成年後見制度(p27.31)

認知症の高齢者や知的・精神障がいのある人など判断能力が十分でない人を支援するための法律上の制度をいい、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。 法定後見制度では、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が本人を代理して契約などの 法律行為等をしたりすることにより、本人を保護、支援します。

セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)(性的いやがらせ)(p9)

相手の意に反した性的な発言や言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な 噂の流布、衆目にふれる場所でのわいせつな写真等の掲示、性的な冗談やからかいなど、相 手を不快にさせる様々な行為をいいます。

なお、厚生労働省が示す「セクハラ指針」が 2016 年 (平成 28 年) 8 月に改正され、性的 少数者に対する職場におけるセクシュアルハラスメントもセクハラ指針の対象となる旨が 明確化されました。

SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) (p39)

限られた利用者だけが参加できるインターネット上の会員制サービスのことをいいます。インターネット上で友人同士、同じ趣味を持つ人や近隣地域の利用者が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしています。

ソーシャルメディア(p39)

インターネットを利用して、誰でも手軽に情報を発信したり、相互にやりとりしたりすることができる双方向のメディア(情報媒体)のことをいいます。

【タ行】

地域包括ケアシステム(p26)

高齢者がいくつになっても住み慣れた地域で暮らし続けていくことができるよう、一人ひとりの健康の状況や生活の実態に応じて、必要な時に必要なサービスを受けられるよう、地域の中で役割分担をしながらそのサービスを提供していく仕組みのことをいいます。

ちょっといい話(p9)

県民の皆様から寄せられた身のまわりの心温まる話をとおして、「温かい心のふれあい」 「心豊かなまちづくり」について考える機会を創出する事業です。

ドメスティック・バイオレンス (DV) (p17)

夫婦や恋人など親密な間柄にある男女間において、加えられる身体的、精神的・性的な暴力をいいます。殴る、蹴るといった物理的な暴力だけでなく、脅し、ののしり、無視、行動の制限・強制、苦痛を与えることなども含まれた概念をいいます。

【ナ行】

日常生活自立支援事業(p28,31)

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

【ハ行】

配偶者暴力相談センター(p17)

配偶者による暴力の被害者を支援する中心的な機関として各都道府県の婦人相談所などが、「配偶者暴力相談センター」の機能を果たしています。

岐阜県では、岐阜県女性相談センター、県事務所福祉課、岐阜地域福祉事務所福祉課で 行っています。

配偶者からの暴力(DV) の防止及び被害者の保護を図るため、相談、カウンセリング、 情報提供などを行っています。

発達障害者支援センター (Tel 058-233-5106) (p31)

発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援の推進を図るために設置されています。

岐阜県では、「発達障害者支援センターのぞみ」を設置し、岐阜県在住の発達障がいの ある方々に、総合的な支援を行っています。

ハラスメント(p1, 18, 39, 54)

嫌がらせ、いじめといった意味で、職場では、他の者を不快にさせる性的な言動であるセクシュアル・ハラスメントや職務上の地位や優位性を背景に精神的・身体的苦痛を与えるパワーハラスメント(関連解説参照)、妊娠出産等を理由に不利益な扱いをするマタニティ・ハラスメントなどがあります。

パワーハラスメント(パワハラ)(p9.39.54)

パワーハラスメントとは、職場のいじめ・嫌がらせを指し、同じ職場で働く者に対して、 職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性(※)を背景に、業務の適正な範囲を超え て、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいいます。(※上司か ら部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対して様々な優位性を背景に行われるものも含まれます。)

ハンセン病(p42)

1873年(明治6年)にノルウェーのハンセン博士により発見された「らい菌」による慢性の細菌性感染症です。しかし、感染力は極めて弱く、仮に発病した場合でも治療法が確立された現在では、早期発見、早期治療により短期間で治癒する病気です。

ひびきあい活動(p4.7.34)

県内すべての幼稚園・認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校において、人権教育における行動力の育成を図ることを目的に取り組む活動です。

プロバイダ(p39)

インターネット接続用の通信回線を提供する業者で、電子メールやホームページなどのインターネットのサービスを利用するには、専用線や電話回線を通じてインターネット回線に接続する必要があり、その橋渡しをしてくれるのがプロバイダです。

プロバイダ責任制限法(p39)

インターネットや携帯電話の掲示板などで誹謗中傷を受けたり、個人情報を掲載されて、個人の権利が侵害されるなどの事案が発生した場合、プロバイダ事業者や掲示板管理者などに対して、これを削除するよう要請しますが、事業者側がこれらを削除したことについて、権利者からの損害賠償の責任を免れるというものです。また、権利を侵害する情報を発信した者の情報の開示請求ができることも規定しています。

「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」 (平成13年11月30日法律第137号)のことを言います。

ヘイトスピーチ(p1, 38)

特定の個人や集団、団体などの人種、国籍、宗教、民族的な文化などを差別的な意図を もって攻撃、脅迫、侮辱し、扇動する言動などをいいます。

2017年(平成28年)6月に施行された「ヘイトスピーチ解消法」では、「専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するものに対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。」と規定しています。

保護観察(p45)

犯罪や非行をした人を社会の中で生活させながら、その人に一定の約束事を守ることを義務づけて、これを守るように助言・指導するとともに、就職の援助や悩みの相談にのって、 その立ち直りを助けようとするものです。

【マ行】

マタニティ・ハラスメント(マタハラ)(p18、54)

働く女性が妊娠・出産に関連し職場において受けるいじめ、嫌がらせのことをいいます。

【ヤ行】

ユニバーサルデザイン(p27, 31)

2002年(平成14年) 12月に策定された国の障害者基本計画では、「バリアフリーは障がいによりもたらされるバリア(障壁) に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方」と定義しています。

また、2017年(平成29年)2月に「ユニバーサルデザイン2020行動計画」が策定されました。同計画では、共生社会の実現に向け国民の意識やそれに基づくコミュニケーション等個人の行動に向けて働きかける取組(「心のバリアフリー」分野)とユニバーサルデザインの街づくりを推進する取組(街づくり分野)を2本の柱として取り組むこととしています。

よく生き合う(p1)

このことばは、「相手とまっすぐに向き合う」「呼べば答える『呼応の関係』」という考え方を表します。人はひとりで生きているのではありません。生き合う中で生きる力をもらっているということです。

【ラ行】

隣保館(p35)

社会福祉法に基づく第二種社会福祉事業を行う社会福祉施設として、地域社会の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うことを目的とした施設のことをいいます。